

## 大阪大学産業科学研究所役員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所規程第9条第2項の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所役員会（以下「役員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教授会から委任を受けた事項
- (2) 規程等の制定及び改廃等に関する事項
- (3) 受託研究、共同研究、奨学寄附金その他の寄附の受入れ等に関する事項
- (4) 労務管理、労働環境の改善その他労務に関する重要事項
- (5) 教職員の兼業の許可に関する事項
- (6) 招へい教員及び招へい研究員（大学の教員及び研究機関等の研究者である者を除く。）の受入れに係る資格審査に関する事項
- (7) 外国人招へい研究員に対する大阪大学招へい教授の称号付与の審査に関する事項
- (8) その他研究所の管理運営に関する事項

2 役員会が必要と認めた事項に関しては、審議案を作成し、教授会に附議する。

(組織)

第3条 役員会は、大阪大学産業科学研究所の所長、4名の副所長及び事務部長をもって組織する。

(議長)

第4条 役員会は、所長が招集し、その議長となる。

2 所長に支障あるときは、筆頭副所長がその職務を代理する。

(開催)

第5条 役員会は定例とし、所長が必要と認める場合は、臨時に開くことができる。

2 前条第1項の規定にかかわらず、所長を除く役員会の構成員は、議題を示して、所長に役員会の招集を求めることができる。

(議事)

第6条 役員会は、全員出席を原則とする。ただし、急を要する場合は、過半数以上の出席で開くことができる。

2 役員会の議事については、議事録を作成し、役員会構成員の承認を得なければならない。

(報告)

第7条 役員会は、審議した事項について教授会に報告するものとする。

(構成員以外の出席)

第8条 所長が必要と認めたときは、第3条に規定する以外の者を役員会に出席させることができる。

(雑則)

第9条 この内規の改廃は、構成員の3分の2以上出席の教授会において、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

2 次に掲げる内規は、廃止する。

- (1) 大阪大学産業科学研究所内規委員会内規（平成8年6月20日制定）
- (2) 大阪大学産業科学研究所産学官連携問題委員会内規（昭和60年4月18日制定）
- (3) 大阪大学産業科学研究所労務委員会内規（平成16年6月17日制定）
- (4) 大阪大学産業科学研究所兼業審査委員会内規（平成16年5月27日制定）